

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

名古屋大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	28
基準7 施設・設備及び学生支援	30
基準8 教育の内部質保証システム	36
基準9 財務基盤及び管理運営	39
基準10 教育情報等の公表	44
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

伊藤邦武	龍谷大学教授
◎尾池和夫	京都造形芸術大学長
大島一芳	茨城大学名誉教授
○小松正幸	前愛媛大学長
○齋藤康	千葉大学名誉教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高田隆	広島大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
野村真理	金沢大学教授
前田早苗	千葉大学教授
前田健康	新潟大学大学院医歯学総合研究科長・歯学部長
○柳澤康信	愛媛大学長
山本泰	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎泉澤俊一	公認会計士、税理士
○梶谷誠	電気通信大学学長顧問
竹内啓博	公認会計士、税理士
山本進一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

名古屋大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 幼児保育にとどまらず、学童保育を提供するなどの環境整備に加え、指導的な役割の女性教員の雇用の促進、若手研究員支援における女性枠の設定等の施策を実施し、女性教員の支援環境の充実に努め、十分な成果を上げている。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に「21 世紀、Sustainable な世界を構築するアジアのハブ大学」が採択され、特に、教育面においては、教育のグローバル化を推進する国際機構の設立、国際標準のリベラルアーツ教育の実施、外国人教員の積極的雇用等を通じて、教育の国際通用性を高め、さらに、アジア 8 か所（7 か国）にサテライトキャンパスを設置し、アジア諸国の国づくりに携わる国家中枢人材を育成する博士後期課程プログラムを開始するなどにより、アジアのハブ大学を目指すこととしている。
- 平成 19～26 年度の間、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に 6 件が、同じくグローバル COE プログラムに 7 件が、同じく卓越した大学院拠点形成支援補助金に 6 件が採択されるなど、様々な取組を通じて特色ある方法で大学院教育を改善している。
- 「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル」を策定し、文書として学内共有を図り、同マニュアルに示された一貫した方針に従って、屋内、屋外のサインを多言語化するとともに、そのために必要な英語等による名称の統一表記を実現している。
- 中央図書館内のラーニング・ commons のエリアを利用し、学生相談コーナー（ピアサポブース）、就職コーナーを設置しており、訪れやすい場所に学生支援サービスポイントを統合的に設置することによって、図書館の学習環境を通じた支援の円滑化を実現している。
- 中央図書館においては、休日を含めて 22 時まで開館している。
- 社会貢献人材育成本部ビジネス人材育成センターを設置し、博士後期課程修了生のキャリア支援を実効的に行っているとともに、その機能を他大学も利用可能とすることによって、非学術的な職種を含む博士の学位取得者のキャリアパスの多様化を推進、実現している。
- 就職先の管理者、進学先の指導者等を対象として、教育成果が社会から期待される水準を満たしているかなどに関する調査を平成 18 年度から定期的、継続的に行い、各学部・研究科における教育の改善に役立てている。
- 高等教育研究センターが、文部科学省の教育関係共同利用拠点＜大学の教職員の組織的な研修等の実施機関＞に認定され、学内職員の海外研修派遣や複数大学の職員を対象とした FD、SD 教材の開発・公開、メンタープログラムの設計等、FD、SD 教育改善支援拠点としての活動を展開している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的を「学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与すること」として通則第1条に定めている。さらに、学術上の基本理念を示した学術憲章によって教育と研究の基本目標を定めている。

これらに基づき、各学部では、目的及び教育目標を定めている。

また、基本理念を具体化するために、平成21年度以降第2期中期目標期間における大学運営・大学改革のための5つの重点項目・10の施策を「瀆口プラン」として示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成すること」として大学院通則第1条に定めている。

各研究科は、その教育研究上の目的を研究科規程で定め、さらに研究科ごとに大学院課程の教育目標を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 9 学部から構成されている。

- ・ 文学部（1 学科：人文学科）
- ・ 教育学部（1 学科：人間発達科学科）
- ・ 法学部（1 学科：法律・政治学科）
- ・ 経済学部（2 学科：経済学科、経営学科）
- ・ 情報文化学部（2 学科：自然情報学科、社会システム情報学科）
- ・ 理学部（5 学科：数理学科、物理学科、化学科、生命理学科、地球惑星科学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・ 工学部（5 学科：化学・生物工学科、物理工学科、電気電子・情報工学科、機械・航空工学科、環境土木・建築学科）
- ・ 農学部（3 学科：生物環境科学科、資源生物科学科、応用生命科学科）

このことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学士課程の全学教育科目の管理運営を担う統括部及び登録教員群並びに大学院課程を担う教養教育推進室から構成される教養教育院を設置し、専任教員 8 人を配置している。

統括部には、各学部に属する教員 24 人が配置され、全学教育の企画・立案、実施、支援、評価にわたる管理運営に責任を持っている。統括部は 5 部門（自然科学部門、社会科学部門、人文科学部門、言語文化部門、基礎科学部門）から構成され、毎月開催される教養教育院統括会議、同教務委員会において運営に関する事項を審議している。

登録教員群は 11 のグループからなり、当該大学の全教員が登録している。また、科目別の責任部局を明確にして授業を担当している。

教養教育推進室は、教養教育機能の強化と充実を図るため 4 部門（教材開発部門、アカデミック・ライティング教育部門、学習環境開発部門、共通教育企画部門）から構成されている。外国人教員 6 人を含む 12 人の教員が、英語新カリキュラムの実施、e-learning 教材の運用、英語上級教材「eFACE」等の開発、全学教養科目としての実技体験型芸術教育科目の新規開講の企画運営等を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は 14 研究科から構成されている。

- ・ 文学研究科（博士前期課程 1 専攻：人文学専攻、博士後期課程 1 専攻：人文学専攻）
- ・ 教育発達科学研究科（博士前期課程 2 専攻：教育科学専攻、心理発達科学専攻、博士後期課程 2 専攻：教育科学専攻、心理発達科学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程 1 専攻：綜合法政専攻、博士後期課程 1 専攻：綜合法政専攻、専門職学位課程 1 専攻：実務法曹養成専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程 2 専攻：社会経済システム専攻、産業経営システム専攻、博士後期課程 2 専攻：社会経済システム専攻、産業経営システム専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程 3 専攻：素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻、生命理学専攻、博士後期課程 3 専攻：素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻、生命理学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士前期課程 3 専攻：看護学専攻、医療技術学専攻、リハビリテーション療法学専攻、博士後期課程 3 専攻：看護学専攻、医療技術学専攻、リハビリテーション療法学専攻、博士課程 1 専攻：総合医学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程 12 専攻：化学・生物工学専攻、マテリアル理工学専攻、電子情報システム専攻、機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、社会基盤工学専攻、結晶材料工学専攻、エネルギー理工学専攻、量子工学専攻、マイクロ・ナノシステム工学専攻、物質制御工学専攻、計算理工学専攻、博士後期課程 12 専攻：化学・生物工学専攻、マテリアル理工学専攻、電子情報システム専攻、機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、社会基盤工学専攻、結晶材料工学専攻、エネルギー理工学専攻、量子工学専攻、マイクロ・ナノシステム工学専攻、物質制御工学専攻、計算理工学専攻）
- ・ 生命農学研究科（博士前期課程 4 専攻：生物圏資源学専攻、生物機構・機能科学専攻、応用分子生命科学専攻、生命技術科学専攻、博士後期課程 4 専攻：生物圏資源学専攻、生物機構・機能科学専攻、応用分子生命科学専攻、生命技術科学専攻）
- ・ 国際開発研究科（博士前期課程 3 専攻：国際開発専攻、国際協力専攻、国際コミュニケーション専攻、博士後期課程 3 専攻：国際開発専攻、国際協力専攻、国際コミュニケーション専攻）
- ・ 多元数理科学研究科（博士前期課程 1 専攻：多元数理科学専攻、博士後期課程 1 専攻：多元数理科学専攻）
- ・ 国際言語文化研究科（博士前期課程 2 専攻：日本語文化専攻、国際多元文化専攻、博士後期課程 2 専攻：日本語文化専攻、国際多元文化専攻）
- ・ 環境学研究科（博士前期課程 3 専攻：地球環境科学専攻、都市環境学専攻、社会環境学専攻、博士後期課程 3 専攻：地球環境科学専攻、都市環境学専攻、社会環境学専攻）
- ・ 情報科学研究科（博士前期課程 5 専攻：計算機数理科学専攻、情報システム学専攻、メディア科学専攻、複雑系科学専攻、社会システム情報学専攻、博士後期課程 5 専攻：計算機数理科学専攻、情報システム学専攻、メディア科学専攻、複雑系科学専攻、社会システム情報学専攻）
- ・ 創薬科学研究科（博士前期課程 1 専攻：基盤創薬学専攻、博士後期課程 1 専攻：基盤創薬学専攻）

既存の学問分野に加えて、分野の再編・融合による新たな課題領域の教育研究のため、平成 24 年度に創薬科学研究科を設置し、平成 25 年度に総合医学専攻を設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、3つの附置研究所、19の学内共同教育研究施設等及び2つの共同利用・共同研究拠点のほか、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構及び素粒子宇宙起源研究機構を設置している。

- ・ 附置研究所：環境医学研究所、太陽地球環境研究所、エコトピア科学研究所
- ・ 学内共同教育研究施設等：アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設、物質科学国際研究センター、高等教育研究センター、農学国際教育協力研究センター、年代測定総合研究センター、博物館、発達心理精神科学教育研究センター、法政国際教育協力研究センター、生物機能開発利用研究センター、シンクロトロン光研究センター、基礎理論研究センター、現象解析研究センター、グリーンモビリティ連携研究センター、減災連携研究センター、細胞生理学研究センター、脳とこころの研究センター、ナショナルコンポジットセンター、学生相談総合センター
- ・ 共同利用・共同研究拠点：地球水循環研究センター、情報基盤センター

各センター等は、最先端の研究成果を挙げているのに加え、それぞれが関連する理学、医学、工学等の研究科の協力講座として、講義や大学院学生の研究指導を担当するなど、教育研究に貢献している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

すべての学部・研究科は、それぞれ教授会を設置し、原則として月1回開催しており、大学教員の人事に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学、進学、休学、退学等に関する事項、成績評価及び学位試験に関する事項等について審議している。

全学的な教育活動における重要事項は教育研究評議会で審議しており、平成25年度は12回開催している。教育研究評議会の下に、教務に関する事項を審議するために全学教育委員会を設置し、入学試験、教育、学生支援等の全学的な教育に関する事項を審議している。全学教育委員会の審議事項のうち、具体的かつ実務的な事項を審議するために全学教育企画委員会を設置しており、平成25年度は11回開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は研究科又は附置研究所等に所属している。

大学院重点化を実施し、研究・教育の弾力化と新分野開拓及び人事組織の活性化を目的として、全研究科が大講座制を採用しており、教員組織は、「名古屋大学の講座、学科目及び研究部門に関する規程」に基づき編制されている。

また、教育研究組織規程に基づき、研究科長・学部長、専攻長・学科長等を置き、組織上の責任の所在を明確にしている。大学全体として連携するため、全研究科長を含む教育研究評議会、部局長会等により部局間の意思統一を図っている。各研究科・学部においても、副研究科長、学科長等を含む執行部を形成し、責任体制を構築している。さらに、全学規模で統一すべき専門性の高い事項については、全学教育委員会、入学試験委員会等を組織して対応している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任70人（うち教授42人）、非常勤32人
- ・ 教育学部：専任36人（うち教授23人）、非常勤13人
- ・ 法学部：専任53人（うち教授41人）、非常勤16人
- ・ 経済学部：専任41人（うち教授23人）、非常勤19人
- ・ 情報文化学部：専任57人（うち教授33人）、非常勤21人
- ・ 理学部：専任275人（うち教授93人）、非常勤46人
- ・ 医学部：専任240人（うち教授90人）、非常勤166人
- ・ 工学部：専任416人（うち教授159人）、非常勤121人
- ・ 農学部：専任125人（うち教授46人）、非常勤6人

教員は目的に沿った教育課程を遂行するのに必要な数を満たしており、専任教員1人当たりの学生数は7.5人である。

専任の教授又は准教授が、教育上主要な授業科目である必修科目の92.2%を担当している。

非常勤講師及び特任教員の採用に当たっては、質・量の両面において、大学の目的に沿った学士課程教育を遂行するために必要な分野を補完すべく、各学部の教授会の議を経て、必要な教員を確保している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員29人（うち教授27人）、研究指導補助教員0人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員51人（うち教授34人）、研究指導補助教員5人
- ・ 教育発達科学研究科：研究指導教員33人（うち教授23人）、研究指導補助教員3人
- ・ 法学研究科：研究指導教員41人（うち教授25人）、研究指導補助教員12人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員34人（うち教授20人）、研究指導補助教員3人
- ・ 理学研究科：研究指導教員69人（うち教授34人）、研究指導補助教員64人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員56人（うち教授37人）、研究指導補助教員31人
- ・ 工学研究科：研究指導教員194人（うち教授108人）、研究指導補助教員114人
- ・ 生命農学研究科：研究指導教員74人（うち教授39人）、研究指導補助教員40人
- ・ 国際開発研究科：研究指導教員31人（うち教授18人）、研究指導補助教員4人
- ・ 多元数理科学研究科：研究指導教員46人（うち教授25人）、研究指導補助教員7人
- ・ 国際言語文化研究科：研究指導教員43人（うち教授24人）、研究指導補助教員0人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員86人（うち教授45人）、研究指導補助教員13人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員61人（うち教授35人）、研究指導補助教員18人
- ・ 創薬科学研究科：研究指導教員11人（うち教授8人）、研究指導補助教員7人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員51人（うち教授34人）、研究指導補助教員5人
- ・ 教育発達科学研究科：研究指導教員33人（うち教授23人）、研究指導補助教員3人
- ・ 法学研究科：研究指導教員41人（うち教授25人）、研究指導補助教員12人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員34人（うち教授20人）、研究指導補助教員3人
- ・ 理学研究科：研究指導教員69人（うち教授34人）、研究指導補助教員64人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員56人（うち教授37人）、研究指導補助教員31人
- ・ 工学研究科：研究指導教員194人（うち教授108人）、研究指導補助教員114人
- ・ 生命農学研究科：研究指導教員74人（うち教授39人）、研究指導補助教員40人
- ・ 国際開発研究科：研究指導教員31人（うち教授18人）、研究指導補助教員4人
- ・ 多元数理科学研究科：研究指導教員46人（うち教授25人）、研究指導補助教員7人

- ・ 国際言語文化研究科：研究指導教員 43 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員 86 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 13 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 18 人
- ・ 創薬科学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 128 人（うち教授 70 人）、研究指導補助教員 60 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：18 人（うち教授 17 人、実務家教員 4 人）

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

資格要件の明確化及び応募の公正化を図るため、全学的に公募制を原則としている。

各学科・専攻で教員の新規採用の際に年齢バランスを考慮しており、全学として 64 歳以下 54 歳までが 524 人（20.9%）、53 歳以下 44 歳までが 729 人（29.0%）、43 歳以下 34 歳までが 916 人（36.5%）、33 歳以下が 338 人（13.5%）となっている。

女性教員は 438 人（17.5%）であり、教授が 61 人（13.9%）、准教授が 106 人（24.2%）、講師が 42 人（9.6%）、助教が 157 人（35.8%）、助手が 72 人（16.4%）となっている。また、男女共同参画室を設置し、ポジティブアクション、部局別調査・ヒアリングの実施、保育施設の設置（学童保育を含む）、文部科学省の科学技術人材育成補助金等を活用した理系女性教員採用の実施等、組織的に男女共同参画を推進している。さらに、平成 23 年度文部科学省科学技術人材育成費補助金「女性研究者養成システム改革加速」事業に採択された「名古屋大学方式 女性研究者採用加速・育成プログラム」において、指導的な役割の理系 P I（Principal Investigator）女性教員（以下「女性 P I」という。）の雇用を推進し、平成 23～26 年度の間に 4 人採用している。

外国籍の教員は 152 人（6.1%）である。

教育・研究を活性化するため民間企業に在籍したまま当該大学の教員として雇用する制度を導入しており、27 人（1.1%）が在籍出向教員である。

平成 21 年度に採択された文部科学省「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）」（以下「グローバル 30」という。）を担当する外国人教員を採用するため、平成 22 年度から国際公募を行う新たな雇用制度を導入しており、国際化拠点としての体制整備、教員組織の活動を活性化するための取組を進めている。

独自の若手研究者育成事業として、平成 22 年度から「若手育成プログラム（Young Leaders Cultivation Program（YLC）」による雇用を開始しており、平成 25 年度からは外国人枠及び女性枠を追加し、全学として戦略的に取り組んでいる。また、平成 23 年度文部科学省「テニュアトラック普及・定着事業」に採択された「若手研究者育成・テニュアトラック（YLC-t）プログラム」による雇用を行っており、平成 25～26 年度には採用がないものの、平成 23 年度は 2 人、平成 24 年度は 1 人が採用されている。

任期制ポストの導入を進め、全学の任期付教員は 1,158 人となっており、全学教員の半数近くが任期制を選択している。

平成 24 年度からは、大学への貢献度に応じた適切な処遇を進めるため、教員の研究・教育活動に関するインセンティブ制度を導入し、外部研究資金等の間接経費獲得者に対する報奨金制度を運用している。

また、平成 25 年度からは、英語での授業を開始した教員に対して、業務の複雑・困難度等を考慮し、実績に応じて手当を支給する制度を開始しており、平成 25 年度は前期・後期を合わせて 8 人が支給されている。

全学として「名古屋大学特別研究期間」の制度を設けており、教員からの申請により、研究・教育の向上に寄与するために講義、教授会、その他委員会等の職務を免除し、特別研究期間として研究に専念できるとしており、平成 23 年度は 17 人、平成 24 年度は 13 人、平成 25 年度は 9 人、平成 26 年度は 16 人が付与されている。なお、一部の学部・研究科においても独自にサバティカル制度を設けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学設置基準及び大学院設置基準に規定される教員の資格に基づき、大学教員選考基準を制定し、採用基準及び昇格基準としている。選考に当たっては、高度な研究と教育を実践するために不可欠な優秀な人材を確保することを目的として、教授会等の議に基づき、総長が行っている。教授会等の審議において、その教授会等が置かれる組織の長は、大学教員人事の方針を踏まえ、意見を述べるができるとしている。また、教授の採用・昇任は役員会への報告事項とし、役員会は必要に応じて各部局への助言を行っている。

教員人事は、透明化を図ることを目的として原則公募によることとし、できる限り国際公募を行っている。

各部局では、履歴・教育研究業績、教育活動等への抱負、面接、模擬授業等により、教育研究上の指導能力について検討した結果を教授会において審議している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の個人評価に関する基本方針を定め、「教育」「研究」「社会貢献」「管理運営」の 4 分野を基本評価項目として教員個人評価を実施している。各部局は、基本方針に基づき、基本評価項目を含めた教員個人評価実施要項を策定し、毎年度、継続的に評価を実施している。

評価結果は、期末・勤勉手当の査定に参考にするなど、個々の教員の処遇に反映されている研究科もある。なお、教員からの不服申立てについて規定している研究科は一部にとどまる。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

事務局に、学務課、企画課、学生支援課、入試課からなる企画・学務部を設置し、47 人を配置している。また、64 人を各学部・研究科に教務系掛又は担当職員として規模に応じて配置している。

全学技術センターは、技術職員 162 人で構成され、研究・実験・実習の支援等を行っている。

附属図書館に専任の図書系職員 54 人を配置するほか、中央図書館の教育・学習支援スペースであるラーニング・commons には日本語・英語・中国語での対応が可能なサポートスタッフ（大学院学生）を配置し

名古屋大学

て教育補助を行っている。

演習科目及び実験科目を中心にT Aを配置し、必要な教育支援を実施している。

グローバル30 実施部局を中心に語学（英語）が堪能な事務職員を配置し、外国人教員等に対するサポートを行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 幼児保育にとどまらず、学童保育を提供するなどの環境整備に加え、指導的な役割の女性教員の雇用の促進、若手研究員支援における女性枠の設定等の施策を実施し、女性教員の支援環境の充実に努め、十分な成果を上げている。

基準4 学生の受入
4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

通則、大学院通則及び学術憲章等に示された大学の目的、基本理念に基づいて制定された教育の基本目標である「勇気ある知識人」の趣旨に沿って、大学としての入学者受入方針を定めている。

学士課程の入学者受入方針では、「基礎学力の上に立った、主体的な創造心 立ち向かう探究心 こうした心を醸成する豊かな人間性に優れた素養のある人を、広く日本全国及び国外から受け入れ」としている。

同様に、大学院課程の入学者受入方針では、「専攻分野の基礎学力の上に立った、主体的な創造心 立ち向かう探究心 こうした心を醸成する豊かな人間性に優れた素養をもち、学術による人類と科学の調和的発展を目指す人を、国内外から広く受け入れ」としている。

入学者受入方針には求める学生像が示されているものの、選抜の基本方針については選抜の方法が募集要項に実質的に記載されているのみであり、選抜の基本方針を明文化することが望まれる。

これらのことから、選抜の基本方針は十分に明文化されていないものの、入学者受入方針が定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

学士課程の平成26年度入学者選抜における主な選抜方法は、一般入試及び推薦入試がある。一般入試は、前期日程ではすべての学部において、後期日程では医学部医学科において行われており、大学入試センター試験とともに個別学力検査を重視し、選抜している。推薦入試は、面接、推薦書等により選抜している。また、社会人入試が情報文化学部において行われている。

私費外国人留学生入試は、すべての学部において実施されており、日本学生支援機構が実施する日本留学試験、TOEFL又はTOEIC、当該大学が実施する入学試験及び出願書類により選抜している。

大学院課程の入学者選抜は、学力検査と併せて口述試験又は面接、推薦書、学業成績等により総合的に選抜している。

理学研究科、医学系研究科等9研究科では、意欲の高い優れた学生を選抜するため、学部3年次からの飛び入学制度を博士前期課程において採用している。

グローバル30による国際プログラム及び大学院課程における外国人留学生特別選抜において、秋季入学を実施している。入学者選抜においては、英語検定試験、研究業績、小論文、面接等により総合的に選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入試関係担当の理事を委員長とした入学試験委員会が、入試企画委員会における改善等の提案を考慮した上で実施計画の作成から入学試験の実施まで全体を統括している。

問題作成は、教科・科目ごとに編成されたグループで行われており、グループの代表者により学力検査委員会が構成され、入学試験委員会が統括している。試験問題の適切さを確保し、出題の重複・出題ミスを防ぐために、出題内容に係る教科・科目間での調整会議、問題作成委員、入試実施委員等によるチェックリストを活用した複数回の点検・確認を行っている。

入試不正行為に対する対策としては、試験監督者への事前説明や、試験監督者から受験者に対するの説明時間を増加させるなどしている。

試験当日は入学試験実施本部を設置し、入学試験委員会委員、学力検査委員会委員長、同副委員長、各学力検査委員、企画・学務部長及び入試課長が本部長となり試験実施を統括している。

採点は、学力検査委員会の下に置かれた採点委員により実施している。

合否判定は、各学部の複数の入試担当教員で構成された判定会議において、個別学力検査、大学入試センター試験の成績、調査書等を基に総合的に行っている。

大学院課程における入学者選抜は、各研究科において教授会の下に入試委員会等を設置し、研究科長等を中心に学部における入学者選抜に準ずる体制を整え、問題作成、入学試験実施、採点、合否判定等を公正に実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入試企画委員会の下に入試追跡調査に関する部会や学部入試検討ワーキンググループを設置し、入試制度、入学者選抜方法をはじめ、入試の状況に係る調査・分析、出題教科・科目等の策定、入試問題作成の在り方等に関する事項について検討しており、例えば、前期日程における試験時間の拡大、大学入試センター試験に対する個別学力試験の配点増、推薦入試の全学部実施等の改善を行っている。併せて、各学部においても推薦入試導入後の検証や更なる改善方策を講じており、例えば、教育学部、経済学部、農学部において推薦入学者の入学後の成績の追跡に基づき、募集定員及び選抜方法を変更するなどの改善を行っている。

また、平成19年度から毎年度、入試追跡調査において大学入試センター試験成績、個別学力試験成績及び入学後の成績の各相関関係を調査し、データを蓄積している。平成25年度においては、学部入試検討ワーキンググループにおいて、個別学力試験の科目別の成績を分析し、入試問題作成や入試広報の在り方等の検討を進めている。

大学院課程における入学者選抜の検証は、各研究科の教務委員会等において行われており、意欲の高い優れた学生を選抜するため、学部3年次から博士前期課程への飛び入学制度（理学研究科、医学系研究科等9研究科）を採用し、また、海外からの入学者を増加させるために、博士後期課程の秋季入学制度（法学研究科、工学研究科等7研究科）を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 22～26 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。
 (ただし、平成 24 年 4 月に設置された創薬科学研究科 (博士前期課程) については、平成 24～26 年度の 3 年分、平成 26 年 4 月に設置された創薬科学研究科 (博士後期課程) については平成 26 年度の 1 年分、平成 25 年 4 月に設置された医学系研究科 (博士課程) については、平成 25～26 年度の 2 年分。)

〔学士課程〕

- ・ 文学部 : 1.08 倍
- ・ 文学部 (3 年次編入) : 0.96 倍
- ・ 教育学部 : 1.12 倍
- ・ 教育学部 (3 年次編入) : 0.80 倍
- ・ 法学部 : 1.07 倍
- ・ 法学部 (3 年次編入) : 0.90 倍
- ・ 経済学部 : 1.07 倍
- ・ 経済学部 (3 年次編入) : 0.78 倍
- ・ 情報文化学部 : 1.06 倍
- ・ 情報文化学部 (3 年次編入) : 0.92 倍
- ・ 理学部 : 1.08 倍
- ・ 医学部 : 1.03 倍
- ・ 医学部 (2 年次編入) : 0.86 倍
- ・ 医学部 (3 年次編入) : 0.76 倍
- ・ 工学部 : 1.09 倍
- ・ 農学部 : 1.06 倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科 : 0.96 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科 : 0.93 倍
- ・ 教育発達科学研究科 : 0.94 倍
- ・ 法学研究科 : 1.25 倍
- ・ 経済学研究科 : 0.95 倍
- ・ 理学研究科 : 1.09 倍
- ・ 医学系研究科 : 1.28 倍
- ・ 工学研究科 : 1.26 倍
- ・ 生命農学研究科 : 1.14 倍
- ・ 国際開発研究科 : 1.05 倍
- ・ 多元数理科学研究科 : 1.12 倍
- ・ 国際言語文化研究科 : 1.07 倍
- ・ 環境学研究科 : 1.07 倍
- ・ 情報科学研究科 : 1.03 倍
- ・ 創薬科学研究科 : 1.12 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科 : 0.93 倍
- ・ 教育発達科学研究科 : 0.94 倍
- ・ 法学研究科 : 0.67 倍
- ・ 経済学研究科 : 0.46 倍
- ・ 理学研究科 : 0.78 倍
- ・ 医学系研究科 : 1.07 倍
- ・ 工学研究科 : 0.65 倍

名古屋大学

- ・ 生命農学研究科：0.71 倍
- ・ 国際開発研究科：0.88 倍
- ・ 多元数理科学研究科：0.51 倍
- ・ 国際言語文化研究科：0.83 倍
- ・ 環境学研究科：0.59 倍
- ・ 情報科学研究科：0.70 倍
- ・ 創薬科学研究科：1.30 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.18 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.97 倍

創薬科学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。また、法学研究科（博士後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、工学研究科（博士後期課程）、多元数理科学研究科（博士後期課程）及び環境学研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科では、入学定員の見直し、教育課程の多様化、選抜時期・方法の多様化、広報活動の強化等を中心とする対応を検討・実施している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針として定められた各学部において身に付けさせるべき知識、技能等を卒業生が達成するために、「多様な授業形態の組合せによる教育課程の展開と自律学修の促進を図り、学術分野の特徴を活かした、教育実践及び学習指導を適切に実施」するとしており、各学部（一部の学部にあつては各学科）において体系的な教育課程が編成され、実施されている。しかし、訪問調査の段階では、各学部における教育課程の編成・実施方針を定める教育の基本方針は、例えば、文学部については「人間への洞察力と言葉への関心をもち、心と行為を考え、人文学に論理的思考力をもってアプローチできる人を育てます」であり、達成すべき教育目標が定められるにとどまり、教育課程の編成・実施方針として整った形で明文化されていない。

これらのことから、必ずしも分かりやすい形で明確に表現されていないものの、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学教育科目は、基礎科目と教養科目に区分されている。基礎科目は、基礎セミナー、言語文化、健康・スポーツ科学からなる全学基礎科目、文系基礎科目及び理系基礎科目から構成されている。教養科目は、文系教養科目、理系教養科目、全学教養科目及び学部等が開講する専門系科目の中で全学に開放する開放科目からなっている。各学部は、これらの全学教育科目を履修することを含めてその学士課程の教育課程を構成している。

例えば、文学部においては、全学教育科目及び文学部のすべての学生が履修する人文学講義に加えて、2年次から哲学・文明論コース、歴史学・文化史学コース、文学・言語学コース、環境・行動学コースの4コースに分かれて履修することから、それぞれのコースにおける専攻ごとに専門系科目（専門基礎科目、専門科目、関連専門科目）を配置している。また、すべてのコースに共通の選択科目を設けている。これらの科目の間の関係は科目の名称によって示されている。

これ以外の学部においても同様に専門系科目が体系的に構成されている。一部の学部においては、学科ごとに教育課程が編成されており、また、コースツリー等の手法によってその体系性を分かりやすく表現している場合もある。

なお、医学部においては、6年次で実施する臨床実習の一部を海外の大学協定校において行う派遣留学制度をとり入れている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：文学、教育学、法学、経済学、情報文化学、理学、医学、看護学、保健学、リハビリテーション学、工学及び農学。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全学教育における取組としては、キャリア教育の一環として産業界、法曹界、行政サービス等様々な分野で活躍している卒業生等による「キャリア形成論」を開講するなどしている。また、感性、判断力、分析力、集中力等を培い、高度で知的な能力及び素養を備える人材を育成するため、芸術系科目の実技や囲碁を授業に導入している。全学的な取組としては、他大学、他学部、国際交流協定校をはじめ外国の大学で修得した単位の互換を実施するなどしている。

入学者の英語力の底上げを目指した英語教育改革を実行し、習熟度別クラス編成による英語力に応じた授業の実施やコモン・ベーシックとしての読み・書き・話す能力の涵養を図るとともに、真理探究の方法と面白さを学ぶ基礎セミナーの開講を行っている。

工学部においては、総合力・創造力の涵養、コミュニケーション力の養成等を目指した創成型科目（デザイン型科目）を実施している。

医学部を除く全学部においてインターンシップを実施し、平成24年度には合計303人が、平成25年度においては合計306人が参加している。

平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプA：トップ型）」に「21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学」が採択され、特に、教育面においては、教育のグローバル化を推進する国際機構の設立、国際標準のリベラルアーツ教育の実施、外国人教員の積極的雇用等を通じて、教育の国際通用性を高め、さらに、アジア8か所（7か国）にサテライトキャンパスを設置し、アジア諸国の国づくりに携わる国家中枢人材を育成する博士後期課程プログラムを開始するなどにより、アジアのハブ大学を目指すこととしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

平成 25 年度に開講された科目の授業形態は、全学教育科目において、講義形式が 60%、演習・実習・実験等の形式が 40%である。各学部では専門分野の特性と教育目標に照らして極端な偏りがなく、講義、演習、実習、実験等の授業形態の組合せやバランスに配慮した学習指導方法を採用している。

対話型授業、少人数授業等を実施するほか、全学教育科目において高度で知的な能力及び素養を備える人材を育成するために、各種の教育改革支援事業に採択された取組等を通じて学習指導法の工夫を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されている。各授業科目の授業を行う期間は、学年暦及び理事・副総長（教育担当）から各部署長にあてた「学年暦についての通知」によれば、各学期ともに 14 週にわたる期間に加え、定期試験及び授業の期間として 2 週を確保し、この 16 週の中で 15 回の授業及び 1 回の試験を実施することを原則としている。

単位の实質化のために、教科書・参考書等、準備学習・復習等についての具体的な指示をシラバスに明記する、授業中に準備学習・復習、課題・宿題の提出等を指示する、予習・準備状況（講読、発表等）、課題、レポート、小テスト、定期試験等を加味した成績評価を実施するなどしている。

平成 25 年度後期に、学習時間把握のため主体的な学習時間に関する試行調査を実施している。そこでは、履修のための授業を含む学習活動、履修以外の教養や興味等を深めるための学習活動、研究活動、社会貢献活動に分け、それぞれの時間数を週単位で記入させることで授業を含む時間数を、単位修得予定の授業時間数を記入させることで授業を除く時間数を、それぞれ算出している。前者を 5 日で除した値の中央値は 1 年次が 7.9 時間、2 年次が 6.5 時間、3 年次が 8.0 時間、4 年次が 8.8 時間となっている。この種の調査が試行にとどまらず継続的に実施されることが望ましい。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学教育科目担当教員全員に、「全学教育科目担当の手引」及び「シラバス作成上の留意事項」を配布し、授業計画とシラバス作成のガイドラインを示している。

シラバスには、授業名、担当教員名、目的や目標、授業内容、成績評価方法・基準、履修条件等が明記されるとともに、準備学習についての指示や教科書・参考文献等が記されており、単位の实質化の一手段として機能している。ガイダンスにおいて学生に配布され、学生が履修コースの教育目的・目標や教育内容を知り、履修計画を立てるためなどにも活用されている。

教養教育院や各部署は、授業評価アンケートによってシラバスの活用状況を把握しており、授業の目的の理解や評価方法の把握等に活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学教育科目では、理学部対象の「物理学基礎Ⅰ」「物理学基礎Ⅱ」「生物学基礎Ⅰ」「生物学基礎Ⅱ」において、高等学校で未履修の学生に対応するクラスを編成している。

平成 21 年度から、現状の習熟度に対応した履修コース制度による英語教育を実施しており、入学時に行う TOEFL により A、B、C の 3 コースに分けている。

グローバル 30 の学生を対象として、各国の中等教育の教育課程の違いによる数学における高等学校での未履修部分に係るリメディアル教育としての補習クラス、日本語の夏期集中講義を開講している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

教育研究の理念及び通則に定めた教育の目的に基づく各学部の目標と基準に沿って、その達成のために必要とされる学力、資質・能力等を示す学位授与方針を全学及び各学部の教育目標として明文化し、学生に周知を図っている。全学教育の教育目標は、教養教育院の目標として「総合的な判断力と思考力を培う」「学生の主体性と、学ぶ意欲を育む」「人間性を育むコミュニケーション能力を培う」「学部間に共通の基礎的学力を培い、探究心を養う」と定められている。

各学部では、これらの能力、学力、資質等に加えて、それぞれ固有の教育目標を定めている。例えば、文学部では「人間への洞察力」「言葉への深い関心」「心と行為に対する探究心」、教育学部では「教育発達科学の基礎力」「基礎的応用力」「知力と熱意」、理学部では「基礎知識の充実」「深い思考力の涵養」「広い視野の育成」、医学部では、「科学的論理性」「創造力(独創性)」「倫理性」と定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準としては、通則に基づき、全学教育科目規程及び各学部規程において定められており、学生便覧、シラバス等により学生に周知を図っている。

平成 23 年度入学者からは、全学で共通して S・A・B・C・F の 5 段階成績評価としており、全学教育科目担当教員 F D では、全体集会で最上位評価の S 評価の割合は全体の 10% 以内を目安とする考え方を示し、教員へ依頼している。また、学士課程において G P A (Grade Point Average) 制度を導入し、各学期末に成績が確定するごとに当該学期 G P A 及び累積 G P A を学生に通知している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

5段階成績評価（S・A・B・C・F）で単位認定された授業科目（被判定者1人の科目を除く。）のSの割合は、中央値で全学教育科目が10.2%、学部の専門系科目（全学教育科目を除く。）が9.7%となっており、学士課程では、ほぼ適切に成績評価が実施されている。しかし、成績評価が客観的、厳格に行われているかを検証するためには成績評価に関する調査が必要であることから、このような調査及び分析を継続的に実施することが望ましい。

成績判定に疑問のある学生は、各学部の教務学生掛を通じて担当教員に申立てを行うこととしている。担当教員に試験答案・レポート・採点結果等成績判定の根拠資料を1年間保管するよう義務付け、学生からの疑問には、授業担当教員がこれらの資料を点検し対応している。訪問調査の段階では、成績評価に対する異議を記録に残る形で申立てる方式として明文化された制度はないが、疑問の申立てが実際に行われ、対応されていることは確認できる。

これらのことから、検証のための取組、制度としての明文化は不十分であるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

各学部では、卒業認定基準を各学部規程に定め、学生便覧等に明記し、ガイダンスで周知を図っている。各学部が定めた卒業に必要な修業年限及び修得単位に関する条件を満たしていることを確認した後、教授会の議を経て、学部長が認定する仕組みが整備されている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

学位授与方針として定められた、各研究科において身に付けさせるべき知識、技能等を修了生が達成するために、「多様な授業形態の組合せによる教育課程の展開と自律的な学修の促進を図り、学術分野の特徴を活かした、教育実践及び研究指導を適切に実施」するとしており、各研究科において体系的な教育課程が編成され、実施されている。しかし、訪問調査の段階では、各研究科における教育課程の編成・実施方針を定める教育の基本方針は、例えば、文学研究科については「来るべき時代と歴史に対する深い洞察力を持ち、言葉による論理的表現と研究推進を行う創造的能力によって、人文学の伝統を継承し発展させる意欲的な人を育てます」であり、教育目標が定められることとどまり、教育課程の編成・実施方針として整った形で明文化されていない。

これらのことから、必ずしも分かりやすい形で明確に表現されていないものの、教育課程の編成・実施方針が定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学の教育課程の編成・実施方針を踏まえた各研究科の目的と教育目標に基づき、深い学識を養うために、講義・演習・実験・実習等、多様な形態による授業を実施し、基礎的な素養から最先端の知識まで対

応できるように各科目を配置するとともに、授与する学位・専門分野に応じ、教育研究の目的を達成するためにふさわしい教育課程を体系的に編成している。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて次のような名称を付記している：文学、歴史学、教育学、教育、心理学、臨床心理学、法学、比較法学、現代法学、経済学、経営管理学、理学、医科学、医療行政学、看護学、医療技術学、リハビリテーション療法学、医学、工学、農学、学術、国際開発学、数理学、環境学、社会学、地理学、建築学、情報科学、創薬科学及び法務博士（専門職）。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全学教育における取組としては、高度で知的な能力及び素養を備える人材を育成するための「芸術リテラシー（絵画論、レクチャーコンサート等）」を開講するなどしている。全学的な取組としては、他大学院、他研究科及び国際交流協定校をはじめ外国の大学で修得した単位の互換を実施するなどしている。また、平成19～26年度の間、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に6件が、同じくグローバルCOEプログラムに7件が、同じく卓越した大学院拠点形成支援補助金に6件が採択されるなど、様々な取組を通じて特色ある方法で大学院教育を改善している。

各研究科では、上記の取組に加えて、学術の発展動向に対応した各種事業の展開、秋季入学への配慮等多様な取組を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

平成25年度に開講された科目の授業形態は、各研究科において講義形式（最も多い研究科で65%）だけでなく、演習、実習、実験及び講義との組合せ形式（最も少ない研究科で35%）を採用しており、授業形態の組合せとバランスに配慮した学習指導方法を採用している。

少人数による討論型授業、学生と指導教員との密接な対話の下に行われる個別指導等を実施するほか、各種教育改革支援事業に採択された取組等を通じて特色ある学習指導法の工夫を行っている。例えば、工学研究科航空宇宙工学専攻における「航空機国際設計開発プロジェクト演習」においては、社会人向け講座と連携して開講し、航空機開発の実践的講義、交渉英語及びその演習を社会人と混成で行うことにより、実践能力の向上、現場感覚の涵養に効果を上げている。また、創薬科学研究科における「多分野融合実践演習」及び「多分野融合実践実習」では、短期集中的演習及び実習を実施し、有機化学系・生物科学系・構造生物学系それぞれの分野における先端の実験手法や、研究機器利用技術の基礎を体得する機会を提供している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

単位の実質化に対する配慮のため、教科書・参考書等、準備学習・復習等についての具体的な指示をシラバスに明記する、予習状況、課題、レポート、プレゼンテーション、小テスト等を加味した成績評価を実施するなどしている。また、専門職学位課程では、法令に従い履修登録単位数の上限設定を行っている。

平成25年度に学士課程と同様の設問と算出方法によって学習時間を推定した結果、授業を含む学習時間の中央値は、文科系研究科、理科系研究科、学際系研究科において、ほとんどの場合に1日あたり10.0時間（週5日として換算した値）以上となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学教育科目担当教員全員に、「全学教育科目担当の手引」及び「シラバス作成上の留意事項」を配布し、授業計画とシラバス作成のガイドラインを示している。

シラバスには、授業名、担当教員名、目的や目標、授業内容、成績評価方法・基準、履修条件等が明記されるとともに、準備学習についての指示や教科書・参考文献等が記されており、単位の実質化の一手段として機能している。ガイダンスにおいて学生に配布され、学生が履修コースの教育目的・目標や教育内容を知り、履修計画を立てるためなどにも活用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生の修学に配慮するため、該当する学生を対象に昼夜開講制をとるとともに、休日や特定の時期に授業や研究指導を行っている。また、電子メールを利用した指導教員からの連絡指導体制をとっている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院課程においては、教育課程の趣旨に沿った研究指導・論文執筆指導を行うため、研究科教授会等において各学生の指導教員を定め、その指導の下に研究テーマ・研究計画を設定させている。また、各研究科で複数指導教員制、中間発表、執筆ガイドライン作成公開等を行っている。各研究科の専門分野の特性に応じた研究・論文指導体制も整備されており、例えば、法学研究科では「論文執筆プログラム（教員による論文執筆講座、論文執筆計画書提出、中間報告会、公開発表会）」を用意し、運用している。また多

元数理科学研究科では、学生が企画するプロジェクトにおいて、学位論文作成の準備を支援し、研究の企画・運営能力を高める機会を提供している。

各研究科ともに大学院学生に対して研究倫理の観点からの指導を行っているが、特に一部の研究科において、博士論文提出の際は剽窃チェックソフトを用いた教員による確認を行い、論文を提出する際にその結果を添付する制度を試行的に導入している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

教育研究の理念及び大学院通則に定めた教育の目的に基づく各研究科の目標と基準に沿って、その達成のために必要とされる学力、資質・能力等を示す学位授与方針を各研究科の教育目標として明文化し、学生に周知を図っている。

各研究科では、これらの能力、学力、資質等に加えて、それぞれ固有の教育目標を定めている。例えば、文学研究科では「人文学の知の伝統に対する探究心」「新時代への深い洞察力」「言語による表現力」、教育発達科学研究科では「高度の知力と専門性」「豊かな創造性」「実践の場への応用力」、理学研究科では「基礎知識の充実」「深い思考力の涵養」「広い視野の育成」、医学系研究科では、「科学的論理性」「創造力（独創性）」「倫理性」と定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準としては、大学院通則に基づき、大学院共通科目規程及び各研究科規程において定められており、学生便覧、シラバス等により学生に周知を図っている。

また、シラバス等に記載されたレポートの内容、中間・期末試験の結果等から判断する成績評価方法により、規定の評定で成績評価、単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

法科大学院では成績分布データの教員間の相互開示等によって成績評価の状況を点検している。それ以外の大学院課程では、成績分布データによる成績評価の状況を点検している。5段階評定（S・A・B・C・F）を導入している工学研究科では、平成25年度前期のすべての単位認定された授業科目（被判定者1人の場合を除く。）のSの割合は、中央値で7.7%となっているなど、厳正な成績評価を担保する取組を行っている。しかし、成績評価が客観的、厳格に行われているかを検証するためには成績評価に関する調査が必要であることから、このような調査及び分析を継続的に実施することが望ましい。

成績判定に疑問のある学生は、各研究科の教務学生掛を通じて担当教員に申立てを行うこととしている。担当教員に試験答案・レポート・採点結果等成績判定の根拠資料を1年間保管するよう義務付け、学生からの疑問には、授業担当教員がこれらの資料を点検し対応している。訪問調査の段階では、成績評価に対する異議を記録に残る形で申立てる方式として明文化された制度はないが、疑問の申立てが実際に行われ、

対応されていることは確認できる。

これらのことから、検証のための取組、制度としての明文化は不十分であるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文に係る評価基準は、学位論文審査の基準に関する内規において、博士論文については「新規性、独自性等の当該分野における高度の学術的価値を有し、又は当該分野に関する学術研究に大きく貢献するものでなければならない。」と定められ、修士論文については「当該分野における学術的価値を有し、又は当該分野に関する学術研究に貢献するものでなければならない。」と定められており、学生向けポータルサイトに掲載し、学生に周知を図っている。

修了認定基準は、大学院通則及び各研究科規程等に定め、学生便覧に掲載し、入学・進学ガイダンス時に説明されている。

学位論文の審査委員会は、指導教員を含む複数の審査員（必ず当該大学専任教授を含む。）から構成され、論文の査読、口述試験又は研究発表会等により、論文提出者の専門分野に対する学識を審査し、合否判定を行っている。これらの結果は、研究科教授会に報告され、最終審査を行い、その承認を経て、当該研究科長の認定に基づき、総長が学位を授与している。

法科大学院においては、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。修了認定は研究科規程に基づき専攻会議で行っており、責任ある体制で行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に「21世紀、Sustainableな世界を構築するアジアのハブ大学」が採択され、特に、教育面においては、教育のグローバル化を推進する国際機構の設立、国際標準のリベラルアーツ教育の実施、外国人教員の積極的雇用等を通じて、教育の国際通用性を高め、さらに、アジア8か所（7か国）にサテライトキャンパスを設置し、アジア諸国の国づくりに携わる国家中枢人材を育成する博士後期課程プログラムを開始するなどにより、アジアのハブ大学を目指すこととしている。
- 平成19～26年度の間、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に6件が、同じくグローバルCOEプログラムに7件が、同じく卓越した大学院拠点形成支援補助金に6件が採択されるなど、様々な取組を通じて特色ある方法で大学院教育を改善している。

【改善を要する点】

- 成績評価に対する異議申立てについて、明文化された規定がない。
- 成績評価結果の分布等について継続的に調査を行い、成績状況の点検を行う必要がある。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部・研究科では、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等に対応する教育目標に照らした卒業（修了）要件及び基準により、単位修得状況を確認している。

学士課程の標準修業年限内卒業率はすべての学部でほぼ同様であり、全学について平成 21～25 年度の間の平均は 87.4%と大きな変化はない。標準修業年限内卒業率が 70%台になることがある文学部を含めて、「標準修業年限×1.5」年内卒業率の同じ 5 年間についての平均は 95.0%となっている。

修士課程及び博士前期課程の標準修業年限内修了率の平成 21～25 年度の間の平均は 89.0%であり、博士前期課程の「標準修業年限×1.5」年内修了率の同じ 5 年間についての平均は 93.7%となっており、研究科ごとの大きな違いはない。標準修業年限内修了率が 80%を下回ることがある文学研究科、法学研究科、国際言語文化研究科においても、「標準修業年限×1.5」年内修了率の同じ 5 年間についての平均は 85%を越えている。

博士課程及び博士後期課程の標準修業年限内修了率の平成 21～25 年度の間の平均は 58.2%であるが、「標準修業年限×1.5」年内修了率の同じ 5 年間についての平均は 78.8%であり、高度に学術的な研究が修了のために必要であることを勘案するならば、十分な学習成果を上げている。

専門職学位課程の法学研究科実務法曹養成専攻においては、標準修業年限内修了率の平成 21～25 年度の間の平均は 82.5%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率の同じ 5 年間についての平均は 94.3%となっている。

医学関係資格試験の合格率は毎年度高い率で推移しており、平成 25 年度卒業生に対する合格率は、医師国家試験が 94.1%、看護師国家試験が 86.0%、診療放射線技師国家試験が 88.4%、臨床検査技師国家試験が 97.7%、理学療法士国家試験が 95.5%、作業療法士国家試験が 95.8%、保健師が 98.9%、助産師が 66.7%である。また、新司法試験合格率は毎年度ほぼ一定であり、平成 25 年度の合格率は 33.3%である。

学位論文の内容や水準を担保するため、卒業（修了）認定基準（法科大学院は修了要件基準）のほか、全学共通の学位論文の審査基準を策定し、教育の質保証に努めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習成果に関する学生自身の評価については、全学教育、学部専門教育及び大学院教育について実施す

る授業評価アンケートにおいて、学習の到達度、満足度及び授業に関する意見を聴取している。

平成 25 年度の全学教育の授業評価アンケートでは、授業目標に照らした学習到達度に相当する「授業内容の理解」に対して、26 科目中 23 科目で「あてはまる」と「ややあてはまる」と回答した学生が 75% を超え、60% 以下の科目はなかった。学習満足度に相当する「知的な関心、学習の手掛かり、もしくは達成感」に対して、26 科目中 25 科目で同様の回答をした学生が 75% を超え、70% 以下の科目はなかった。

また、教育の質が保証されていることを確認するため、卒業（修了）時に学習成果に関する調査を継続的に行い、各学部・研究科の教育目標の達成度及び満足度を点検している。平成 25 年度の学士課程及び大学院課程における教育目標の達成度は、それぞれ中央値で 79.2% 及び 89.2%、一方、満足度は学士課程及び大学院課程それぞれ中央値で 89.5% 及び 89.1% であり、高い水準を維持している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

大学院進学者が多く、特に理学部では 72.2%、工学部では 90.1%、農学部では 78.9% が平成 25 年度に進学している。

学士課程卒業後及び博士前期課程修了後は、専門性を求められる幅広い職種に就職しており、平成 25 年度の就職率はそれぞれ 98.9% 及び 98.0% である。博士後期課程の平成 25 年度の就職率は 60.3% であり、就職先は、大学等高等教育機関の教育研究職、企業・公的研究機関等の研究職等が多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

就職先の管理者、進学先の指導者等を対象として、教育成果が社会から期待される水準を満たしているかなどに関する調査を継続的に調査しており、第 1 回を平成 18 年度、第 2 回を平成 21 年度、第 3 回を平成 24 年度に実施している。

平成 24 年度調査では、教育目標の達成状況（各学部・研究科において「教育目標が身に付いた、もしくは養われた」と回答した割合の中央値）は、学部卒業生が 81.5%（その管理者、指導者等が 86.9%）、大学院修了生が 88.0%（その管理者、指導者等が 91.7%）であり、学士課程及び大学院課程ともに高い水準を維持している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、東山キャンパス、鶴舞キャンパス及び大幸キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は東山キャンパスが672,800㎡、鶴舞キャンパスが87,105㎡、大幸キャンパスが48,463㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計599,870㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

施設整備の基本計画としてキャンパスマスタープランを策定しており、施設・安全委員会及び下部組織である施設計画・マネジメント委員会等により、教育研究活動の基盤施設である校地校舎等の整備充実にも取り組んでいる。

講義室を194室設置して教育活動を展開し、開設授業を実施する上で十分な室数を確保しており、平成24年度における稼働率は、最も高い曜日時限で約88%、平均は約51%である。さらに、講義室に付帯する設備・機器等の需要への対応、受講者数に応じた適正規模の講義室の確保に取り組んでいる。

演習室・実験実習室等については、開設授業を実施する上で十分な室数を確保している。

運動場、体育館、課外活動施設等の多種多様な運動施設を有しており、附属図書館としては、中央図書館、医学部分館及び各部局に図書室があり、有効に活用されている。

学内434棟の建物の耐震整備推進状況は98.1%となっており、耐震性能の低い残り4棟の建物においても耐震化を計画している。

キャンパスマスタープラン2010のユニバーサルデザインに基づき、昇降機、多目的便所、点字サイン、外灯照明等の整備、通路等の段差解消等、建物及び外部周辺のユニバーサルデザイン対策を進めている。また、「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル」を策定し、文書として学内共有を図り、同マニュアルに示された一貫した方針に従って、屋内、屋外のサインを多言語化するとともに、そのために必要な英語等による名称の統一表記を実現している。

構成員の安全・安心を確保するとともに、資産を保護するため、防犯カメラを290台（東山キャンパス）設置している。また、化学物質管理システム、高圧ガス管理システムを構築し、化学物質と高圧ガスの保有状況を把握することで安全な管理に努めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

ICT環境は、主として情報連携統括本部情報推進部情報基盤課が維持・管理している。同課は、課長（事務職員）1人、技術専門員4人、技術専門職員7人、技術職員2人で構成されている。また、ネットワーク、情報メディア教育環境の整備のほか、その他の情報サービス（スーパーコンピュータ、学内他部局のサーバ集約、名大ID、ITヘルプデスク等）も維持・管理している。

「名古屋大学キャンパス情報ネットワーク NICE」を構築し、無線LANを含む第4世代のNICE 4を運用している。無線LANは名古屋大学無線ネットワーク（NUWNET）として全学的に整備しており、利用者が増加している。NICEは学内全部局から接続可能となっており、接続されている端末機等の数は平成25年度において約20,000台である。

情報メディア教育システムは、工学部7号館の講義室（センターラボ）をはじめ、学内10部局16室の端末室（サテライトラボ）と合わせて885台の端末機を配置しており、授業に利用されるほか、授業等が行われていない時間帯には構成員が自由に利用できるようになっている。

講義資料の配布、テスト、アンケート、成績管理等が可能なオンラインツールNUCTを平成22年度から運用している。教員は、NUCTへの教材、資料ファイル等のアップロードやテスト作成等、様々なツールを使ってネット上の授業（ワークサイト）を開発・実施している。学生は、ネットに接続されたパソコンを使用することで、いつでもどこからでも授業のワークサイトにログインし、教材の閲覧やテストの受講、課題の提出等を行うことができる。

学務情報システムと名古屋大学ポータルを連携させ、学生による履修登録・登録確認・修得科目確認を可能にしている。

平成24年度の情報セキュリティ研修は全新生（大学院課程を含む。）が受講している。教職員及び学生向けに実施した情報セキュリティ自己点検では全構成員の約96%が自己点検を行っている。

中央図書館では、学外者も含めて誰でも利用できる蔵書検索専用端末を21台設置している。構成員は情報メディア教育システムのサテライトラボ等を含む99台の端末機を自由に利用できるほか、館内のどの場所でも無線LANが利用可能である。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

系統的・計画的な教育・学習用図書整備の強化のため、中央図書館学習用図書整備指針に基づき、約80人の教員から蔵書整備アドバイザーとして協力を得ている。また、教員推薦図書制度を設けるほか、シラバスに掲載した図書を中央図書館に収蔵するなどの取組を実施している。

蔵書数は約319万冊であり、電子ジャーナルは約34,300種類である。学術雑誌は、電子ジャーナルの積極的な導入を図るとともに、電子書籍及びオンラインデータベースの導入も図っている。

名古屋大学学術機関リポジトリの構築により、様々な教育研究資料の提供を行っている。

学生が中央図書館の所蔵資料や電子的情報資源をより効果的に利用できるよう、各種講習会を開催しており、特に、基礎セミナー担当のTAを対象に実施している新入生への図書館利用指導のための講習会や、基礎セミナー担当教員等からの依頼に基づく講習会等、教育課程に応じた講習会が増加している。

中央図書館は、平日は8時から22時まで開館している。土・日・祝日は8時45分から17時まで（試験対応期間は8時45分から22時まで）開館していたが、平成26年12月からは、試験対応期間に限らず22

時まで開館している。平成25年度の入館者数は544,552人、館外貸出冊数は140,369冊である。

中央図書館内のラーニング・コモنزのエリアを利用し、学生相談コーナー（ピアサポブース）、就職コーナーを設置しており、訪れやすい場所に学生支援サービスポイントを統合的に設置することによって、図書館の学習環境を通じた支援の円滑化を実現している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

情報メディア教育システムの情報端末を設置した講義室が平日の8時45分から16時45分まで利用可能である。また、各部局にはサテライトラボを設置しており約900台の端末が使用可能となっている。

中央図書館は、平日は8時から22時まで、土・日・祝日は8時45分から22時まで開館している。中央図書館内には、ラーニングポッド及び研究個室を設置している。また、協同学習・発表練習等が行える自由空間であるラーニング・コモنزを設置し、多様な学生のニーズに対応できる学習教育支援環境を整備している。ラーニング・コモنزは、グループラーニングエリア、多目的ラーニングエリア、ライティング・サポートエリア等から構成され、全フロアで無線LANが利用できる。

学生の自律的な学習と自由闊達な学習コミュニティを促進するための環境設備として、全学教育棟等に自主学習室であるエース・ラボを設置している。

全学教育棟、文系総合館等においても自主学習用スペースを整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生を対象に、全学教育科目及び所属学部の専門系科目の学習方針、履修方法、授業時間割等、学習に関する履修ガイダンスを各学部で実施している。各学生からの質問及び学修計画等の相談にも各学部の教務担当掛等が個別に対応している。各学年当初に、各学部・研究科において、専門・コースの選択、進級要件、卒業（修了）要件等に関して、学科・コース、専攻・分野別ガイダンスを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

授業評価アンケート、オフィスアワー、学生代表との懇談会、総長と院生協議会との懇談会等により、学生のニーズを把握している。さらに図書館に設置のブースに、面談するまでもないが聞いてほしい話を記入できる「つぶやきノート」や、設定されたテーマへの投稿を受け付ける「ピアサポスト」を2個設置するなどしている。

学生相談総合センターにおいては、履修・学習方法、学習困難、留年、再受験、転学部・転学科等、学習や進路に関する相談に応じている。各学部・研究科では、クラス担任や指導教員が中心となって学習相談に応じており、履修の手引やシラバス等にオフィスアワーや指導教員の内線番号及び電子メールアドレスを掲載している。また、教養教育院事務室、各学部の教務担当掛等が学習に関する相談に応じている。

全学の留学生を対象として、多様な日本語教育プログラムを様々な言語によりオンラインで提供してい

る。また、チューター制度による個別学習支援や大学院学生による論文作成支援を行っている。

社会人学生に対しては、授業や研究指導の一部を夜間や特定の時期に行うなど修学に配慮している。

障害のある学生に対しては、学生相談総合センターに設置された障害学生支援室にサポートスタッフとして登録している学生による講義・セミナー等のノートテイク、学会での手話通訳、録音データの文字化サービス、リーディングサービス、デスクサービス等必要な支援を行っている。また、入学時のアンケートの設問を工夫し、発達障害等の様々な障害の発見に努めている。

各学部・研究科では、留学生への個別対応、社会人学生への時間割上の配慮、点字ライター等の配置、学生便覧等各種資料の多言語化等、それぞれ特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して学習支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生会館維持費、運動場・艇庫等維持費、学生生活助言等経費、課外活動経費、名大祭（学園祭）経費等を措置するのに加え、平成17年度から学生福利厚生・課外活動等充実費として、毎年度1億円を学内予算で措置している。また、大学公認団体である文化サークル連盟が行う「東海地区国立大学文化祭」、大学公認団体である体育会が行う「全国七大学総合体育大会」等の活動に対して、課外活動経費等による支援を行っている。

学生生活状況調査における学生のサークル加入率については、第22回調査（平成18年10月）の37.4%から、第25回調査（平成24年10月）の46.1%へと8.7ポイント上昇している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活及び課外活動等の要望事項等の生活支援に関する学生のニーズを把握するために、全学的学生生活の諸問題について、その援助・指導の方針、計画を協議するために設置された本部学生生活委員会が、学生諸団体（全学学生会、体育会、文化サークル連盟、寮自治会及び生協学生総代）の代表との懇談会を開催している。学費や奨学金等に関する学生のニーズを把握するために、総長と院生協議会との懇談会を開催している。また、経済生活及び大学生生活全般にわたる学生のニーズを把握するために、学生生活状況調査を隔年で実施している。

学生相談部門・メンタルヘルス部門・就職相談部門の3部門及び障害学生支援室からなる学生相談総合センターを設置し、相談対応等の支援を行っている。学生相談総合センターでは、各部局の1、2年次の指導教員との連絡会等を通して、各学部・研究科と連携した相談体制を整備しているほか、学生相談サポーター、就活サポーターとして登録した学生に事前講習等を行い、相談に応じさせるピア・サポートを実施している。なお、平成25年度は、学生相談サポーターに14人が登録し、29件の相談を受け付けるととも

に、「フレッシュマン応援DAY」において 172 件の相談を受け付けている。また、就活サポーターには 48 人が登録し、496 件の相談を受け付けている。

就職支援としては、就職・企業研究・業界研究等の各種セミナー開催、全学就職相談員（2 人）による模擬面接・グループディスカッション等を行うミニ講座の開講、就職支援に関するメールマガジンでの情報配信等を行っている。

社会貢献人材育成本部ビジネス人材育成センターを設置し、長期インターンシップを含む就職支援や、ポストドクターを対象とした就職説明会等を実施するなど、博士後期課程修了生のキャリア支援を実効的に行っているとともに、その機能を他大学も利用可能とすることによって、非学術的な職種を含む博士の学位取得者のキャリアパスの多様化を推進、実現している。平成 22～25 年度に同センターの支援を受けてキャリアを開発した学生は 274 人であり、そのうち当該大学の学生は 138 人である。

保健管理室では、メンタルヘルスを含めた健康相談等の生活支援を行っている。平成 25 年度には、保健管理室、全学教育棟に設置された保健室、保健管理室鶴舞分室・大幸分室を合わせて、1,550 件の相談を受け付けている。

各種ハラスメントへの対応のために、ハラスメント防止対策委員会規程及びハラスメント相談センター規程に基づき、各部局にハラスメント相談受付窓口担当員を配置するとともに、学生相談総合センターとハラスメント相談センターが連携し、支援を行っている。

留学生の支援のため、国際教育交流センターに留学生担当教員 18 人を配置するとともに、奨学金、宿舍、各種交流事業に関する情報をウェブサイト等で随時提供している。名古屋大学留学生後援会を組織し、臨時費用の貸付（無利子）やアパート等の賃貸契約に係る連帯保証事業を実施している。また、留学生向けの企業説明会・相談会を実施している。

障害のある学生に対する支援については、障害学生支援室と同支援室が養成する 43 人（平成 25 年度）の学生のサポートスタッフにより、学生からの相談に応じ、車いす補助、トイレ介助等の必要な支援を行っている。サポートスタッフとして登録している学生に対しては、養成講座、練習会、講習会及び合宿を実施している。また、キャンパスのバリアフリーマップを作成し、学内に配布している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生を対象とした経済面の援助として、入学料免除・授業料免除を実施している。平成 25 年度は、入学料については、全額免除が前期 7 人、後期 0 人、半額免除が前期 161 人、後期 6 人、授業料については、全額免除が前期 822 人、後期 806 人、半額免除が前期 1,190 人、後期 1,238 人となっている。また、日本学生支援機構奨学金、民間奨学財団奨学金等に関する情報提供等を行っている。日本学生支援機構奨学金については、平成 25 年度は、学部学生の約 28%、博士前期課程の約 50%、博士後期課程の約 17%が採用されている。さらに、一部の学部では同窓会による奨学金支給が積極的に行われている。

研究業績の優れた博士後期課程の学生に学術奨励賞を授与し、奨学金年額 80 万円を給付（平成 23 年度：10 人、平成 24 年度：5 人、平成 25 年度：6 人）している。また、文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」の参加学生に対して奨学金の支給等を行い、支援している。

名古屋大学基金を活用し、成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が困難な学生に対して、その学習・研究等の活動を奨励する「下駄の鼻緒奨学金」を平成 22 年度から給付しており、平成 25 年度には日本人学生 3 人、留学生 1 人への授与が決定されている。グローバル 30 の学部学生に対しては、大学独自の奨学金年額 50 万円を支給するとともに、授業料を全学免除している。また、海外協定校での短期海外

研修を対象とする名古屋大学海外留学奨励制度を創設し、渡航費補助を実施（平成 25 年度：約 750 万円、53 人）している。留学生については、留学生も入居可能な学生宿舎「国際嚶鳴館」（292 室）、留学生用宿舎の「留学生会館」（56 室）及び「インターナショナルレジデンス」（429 室）を整備している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「名古屋大学キャンパス・サインマニュアル」を策定し、文書として学内共有を図り、同マニュアルに示された一貫した方針に従って、屋内、屋外のサインを多言語化するとともに、そのために必要な英語等による名称の統一表記を実現している。
- 中央図書館内のラーニング・コモنزのエリアを利用し、学生相談コーナー（ピアサポブース）、就職コーナーを設置しており、訪れやすい場所に学生支援サービスポイントを統合的に設置することによって、図書館の学習環境を通じた支援の円滑化を実現している。
- 中央図書館においては、休日を含めて 22 時まで開館している。
- 社会貢献人材育成本部ビジネス人材育成センターを設置し、博士後期課程修了生のキャリア支援を実効的に行っているとともに、その機能を他大学も利用可能とすることによって、非学術的な職種を含む博士の学位取得者のキャリアパスの多様化を推進、実現している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質の維持、向上に関する責任は、全学教育委員会が担っている。同委員会は、副総長を室長とする評価企画室が、全学の入学時の状況、全学教育課程の状況、全学の卒業（修了）時の状況等、各教育プログラムのモニタリングや教育成果及び学修成果の点検等を行い収集・集積・分析したデータのうち、教育の質保証に関する情報の提供を受け、検討、審議している。評価企画室が収集・集積・分析したデータのうち、第三者評価に関わるものは計画・評価委員会へ情報を提供している。今回の大学機関別認証評価の際の自己評価書の作成のうち、教育に係る部分は、この情報を基にした自己点検・評価の結果である。

各学部では、教務委員会等が教育プログラムの計画・実施・点検・改善を行っている。教育活動の状況は、授業評価アンケート等によって把握し、改善・向上に努めている。

全学教育については、教養教育院統括部の下での専門委員会である評価専門委員会が実施状況の把握を行っている。実施状況は全学教育科目担当教員FDの科目別小部会で共有されると同時に、各専門委員会で把握され、必要に応じて評価企画室や高等教育研究センターから助言や支援を得て、教養教育の改善につなげている。

部局間で共通する課題や施策は、全学教育委員会の下に置かれた各学部、教養教育院等の教務担当教職員及び評価企画を専門とする教職員が参画する全学教育企画委員会において共有され、例えば、主体的な学習時間の試行調査や成績評価分布の調査等の分析の結果、改善に必要な企画立案が行われている。全学教育企画委員会で企画立案された改善方策は、担当理事・副総長、部局長等で構成する全学教育委員会の議を経て、施策が各学部・研究科で実施されている。

これらの教育の質の改善・向上のためのシステムは学士課程については整備され、機能しているが、大学院課程については、教育に関する情報を全学的な共通基盤上で収集・分析する仕組みが整備されていない。

これらのことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制は大学院課程については不十分であるが、学士課程については整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生に対して授業評価アンケート等を行っており、全学教育科目では、科目ごとに集約したアンケート

結果を毎年度報告書に取りまとめて教員に配布している。ただし、すべての授業評価アンケートの結果が学生に公表されていない。各学部の専門科目等においても、授業評価アンケート等を通して学生の到達度、満足度及び要望を収集している。そのような自由記述を含めて検討した結果、例えば、理学部数理学科等においては、毎日昼休みに教員やTAを交えた合同のオフィスアワーを設けるなどしており、環境学研究科においては、科目群の全体ストーリーを考慮して講義内容等を改善している。また、教養教育院においては英語教材を改善している。

各部署においては、教育に関する方針、体制、教育の課程や方法等を検討する教務委員会等を定期的に開催している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

評価企画室では卒業（修了）生及びその就職先の管理者、進学先の指導者等を対象に、教育成果が社会から期待される水準を満たしているかなどに関する調査を継続的に行っており、第1回を平成18年度、第2回を平成21年度、第3回を平成24年度に実施している。

各学部・研究科は、外部評価や学外有識者との懇話会等で意見を聴取し、得られた意見を基に、教育課程の改定や教育プログラムの充実を図るなど、教育の質の向上に活かしている。例えば、法学部及び法学研究科における司法書士事務所のインターンシップでは、受入先からの意見を受け、家族法及び会社法の履修をインターンシップ参加の条件とし、正規の開講科目「民法V（家族法）」として義務付けている。また、工学部では、高等学校教諭との意見交換の場として開催している工学部懇話会での意見を踏まえ、進学情報を含めた広報活動の充実を図るため、平成26年度からコミュニケーションデザイン室を設置し、広報担当の専任教員を配置している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育の質保証等に関する全学教育科目担当教員FDを実施している。この全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）における科目別小部会での活動等の継続的な取組により、全学教育科目の学習の満足度に相当する「知的な関心、学習の手掛かり、もしくは達成感」は向上している。全学教育科目担当教員FDは、全学教育科目の全担当者を対象に年2回実施され、授業評価アンケートの結果の周知、成績評定の基準と方法に関する議論、教員のグッド・プラクティス報告等を行っている。平成25年度の教員参加状況は、第1回が248人、第2回が153人である。

また、各学部・研究科においてもそれぞれFDが実施されている。その成果として、例えば、文学部・文学研究科では、平成21年度に開催した留学生に対する日本語教育に関する研修会を受けて、留学生の日本語能力を向上させる取組として、留学生向けに「日本語論文作成法」を平成22年度から開講している。また、国際開発研究科では、英語論文執筆能力の向上に資する授業科目について検討し、平成23年度から「アカデミック・ライティング・スキルズ」を開講している。

高等教育研究センターが、文部科学省の教育関係共同利用拠点<大学の教職員の組織的な研修等の実施機関>に認定され、学内職員の海外研修派遣や複数大学の職員を対象としたFD、SD教材の開発・公開、

メンタープログラムの設計等、FD、SD教育改善支援拠点としての活動を展開している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援を行う職員に対しては海外派遣や各種セミナー、新任教員研修、大学間連携による職員研修、東海地区での大学教育改革フォーラム開催等、組織的な取組を展開している。

技術職員に対しては、実験や実習を補助する教育支援者としての研修を実施している。

図書系職員に対しては、図書、雑誌、電子ジャーナル等様々な学術情報を適切に取り扱えるよう、学内外で開催される専門的研修に参加させ、その資質の向上を図っている。

TAに対しては、新入生への図書館利用指導のための講習会やライティング支援セミナー等を実施し、さらに全学教育担当TAに対しては、科目別FDに参加させている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職先の管理者、進学先の指導者等を対象として、教育成果が社会から期待される水準を満たしているかなどに関する調査を平成18年度から定期的、継続的に行い、各学部・研究科における教育の改善に役立っている。
- 高等教育研究センターが、文部科学省の教育関係共同利用拠点<大学の教職員の組織的な研修等の実施機関>に認定され、学内職員の海外研修派遣や複数大学の職員を対象としたFD、SD教材の開発・公開、メンタープログラムの設計等、FD、SD教育改善支援拠点としての活動を展開している。

【改善を要する点】

- 大学院課程の履修情報について、全学共通基盤として学部と同様に容易に把握できる仕組みを整備する必要がある。
- 全学教育を除き、授業評価アンケートの結果は学生に必ずしも公表されていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 222,715,576 千円、流動資産 32,050,458 千円であり、資産合計 254,766,034 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 91,370,613 千円、流動負債 39,601,754 千円であり、負債合計 130,972,367 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 15,513,314 千円、長期借入金 19,035,930 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 7,073,734 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-1③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、部局長会、教育研究評議会及び経営協議会での議を経て、役員会で決定されている。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用93,739,019千円、経常収益95,826,665千円、経常利益2,087,646千円、当期総利益は1,850,022千円であり、貸借対照表における利益剰余金9,869,078千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、運営費交付金の減額への対応及び効率的な資源配分を実現するため、配分の基本方針を策定し、部局長会及び経営協議会での議を経て、役員会で承認している。

また、各年度の予算は、基本方針に基づく配分案を策定し、基本方針と同様に学内諸会議を経て役員会で決定し、教育研究活動に必要な経費を配分している。この教育研究経費は、基盤的教育研究経費、目的別教育研究経費及び概算要求により認められた教育研究プロジェクトを行う特別経費に区分し配分している。基盤的教育研究経費のうち、10%を教育研究活性化経費とし、各部局の教育研究活動をより活性化するための経費（部局提案分）と各部局の活動実績の指標に基づき評価し配分する経費（傾斜配分分）との2区分とし、6対4の割合で配分している。

目的別研究経費のうち、教育研究等をより充実発展させるため、教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進等、大学改革の取組や特色ある大学づくりのための総長裁量経費に戦略枠を確保し、各担当理事又は副総長は、部局長等からの要望事業（プロジェクト等）に係る実施計画を基礎として、実情を確認した上で予算の配分計画を策定し、総長の了解を得て予算を配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し計画的な施設及び設備の整備を図っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会及び経営協議会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に対する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査要項及び監事監査基準に基づき実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、総長直属である監査室が、内部監査要項に基づき内部監査計画を策定し、内部監査を実施している。

また、監事、監査室、会計監査人による、三様監査情報交換会を原則年4回実施するほか、共同監査として固定資産等の実査、棚卸資産の実査、現金等の実査を行い、情報の共有化や監査の効率性を高めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、大学運営に関わる重要事項を審議している。

事務組織として、事務局に6部（総務部59人、財務部43人、研究協力部29人、国際部25人、施設管理部37人、企画・学務部47人）19課（総務課11人、人事課28人、職員課11人、広報渉外課8人、財務課21人、経理・資産管理課12人、契約課9人、研究支援課19人、社会連携課9人、国際企画課17人、国際学生交流課7人、施設企画課11人、施設整備課13人、施設管理課7人、環境安全支援課5人、学務課19人、企画課13人、学生支援課9人、入試課5人）を置き、適正な規模・体制となるよう、情勢に応じて随時改組・改編を行っている。

危機管理等に係る体制としては、多岐にわたるリスクについて対応方針を策定し、対応するための組織体制を設けている。さらに、リスク管理室を設置し、事件・事故等に対する対応方針、事象発生時の対応の一元化を図っている。また、多様な事象の発生の認知と状況に応じた対応のために、研究費の不正、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、訴訟・法務相談については、個々の案件に相応する個別リスク対応窓口も設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員や学生、学外関係者の意見やニーズを把握するため、学生及び卒業（修了）生等からのニーズの収集、意見箱の設置、同窓会との懇談会等を実施している。

上記の取組によりニーズを把握するとともに意見を反映して、南部食堂の全面改修、屋内運動場・武道場の全面改修、課外活動合宿所の建設、I B電子情報館の地下鉄直結化・コンビニエンスストアの設置、バリアフリーの進展（電動車いすへの対応等）等の施設設備整備、英字表記のある学生証の発行、ウェブサイトのリニューアル、「東海地区国立大学法人事務連携協定」締結校間における学内情報翻訳データベースの共同活用、各種研修の合同開催、共同資金運用によるスケールメリットを活かした資金運用、新たな留学生宿舍の建設、陸上競技場トラックの改修、馬場の整備、グリーンベルトの整備等大学構内の環境整備充実、広報業務体制充実のための広報渉外課の設置及び公募による同課への外部有識者採用、海外同窓会支部の充実等を行っている。

そのほか、総長がラウンドテーブルとオンライン討論を通じて、博士後期課程の学生から意見を聴取する円卓会議を開始するなど、学生の意見を直接聞く機会を設けている。また、平成26年5月には、学部学生・大学院学生と教育担当理事等大学執行部が大学の運営等について意見を交換する懇談会を実施している。

また、若手教員と総長の意見交換会や、グローバル30を担当する外国人教員を対象とした英語で行う

会議「G30 Faculty Meeting」からの意見を大学の運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、毎年度監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施し、監査報告書を総長に提出しており、必要に応じて評価企画室と意見交換を行い、事業計画に基づく運営状況等を把握している。

平成 25 年度は、個人情報保護に関し記憶媒体の適切な取り扱いについてルール化する必要を監査報告書で指摘されたことに基づき、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインを更新し、記憶媒体の取り扱いルールを明確にするなどの改善を行っている。

また、監事、監査室、会計監査人による、三様監査情報交換会を原則年 4 回実施するほか、共同監査として固定資産等の実査、棚卸資産の実査、現金等の実査を行い、情報の共有化や監査の効率性を高めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質向上を目指した取組として、年度ごとに研修実施計画を策定し、大学内外の機会をとらえ、それぞれの職責及び業務の内容に応じ、基本研修（階層別研修）（平成 25 年度：146 人参加）、キャリアアップ研修（平成 25 年度：287 人参加）、派遣研修（平成 25 年度：19 人参加）、語学研修（平成 25 年度：214 人参加）、メンタルヘルス・ハラスメント・個人情報保護関係研修（平成 25 年度：235 人参加）、業務研修（平成 25 年度：484 人参加）、図書職員研修（平成 25 年度：32 人参加）、技術職員研修（平成 25 年度：15 人参加）、パートタイム勤務職員研修（平成 25 年度：76 人参加）等を実施している。

語学研修受講者については、研修開始前と終了後の TOE I C の得点では、終了後のスコアの方が高くなっていることが確認され、語学研修受講者情報を国際業務対応部署の人事異動に資する情報として利用している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

計画・評価委員会を設置し、全学の目標・計画・評価等を統括する評価・総合企画関係担当副総長の下、中期目標・計画及び年度計画の立案・評価、認証評価、自己点検・評価に関する事項等、計画・評価に関する重要事項を審議している。委員会の下に、各部局における対応等に関する説明及び連絡調整のための計画・評価担当者会議を置き、さらに毎年度の計画や実績に関する自己点検の実施・報告書の作成等を行う計画・評価専門部会、年度計画・実績の取りまとめ作業等の専門的な調査・検討を行う計画・評価ワーキンググループを設置している。

専任教職員を評価企画室に配置し、計画・評価に関し必要な情報の収集、調査及び分析による報告書の作成、並びにそれを踏まえた企画の支援業務を行っている。

社会からの付託に応え、教育研究を中心とする活動の透明性を高めると同時に、改善活動につなげるため、平成22年度に部局評価を実施している。さらに、各部局単位での自己点検・評価としては、計画・評価委員会での審議に基づき、毎年度、部局ごとに現況調査表に準じた自己評価書を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-2 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

自己点検・評価の結果は、各事業年度で経営協議会の承認の上、国立大学法人評価委員会等に報告し、学外の有識者からの評価を受けている。

また、平成19年度に大学機関別認証評価を、平成25年度に法科大学院認証評価を受けている。

さらに、多くの学部・研究科は、評価対象期間内に少なくとも1回外部評価を受け、報告書にまとめている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価結果は、計画・評価委員会等で内容を検討・審議し、指摘事項への具体的な対応方針等を定め、大学及び関係する部局において改善を図っている。

その取組には、研究費等不正使用防止に関して公的研究費の使用に係る e-learning 研修の受講義務化、「研究費執行ハンドブック」の改訂、啓発ポスターの作成・配布、蓼科宿泊施設の処分及び中津川研修センターの改修、健康診断結果のウェブサイト通知の導入等がある。これらの取組の状況は定期的に計画・評価委員会等へ報告され、審議されている。平成19年度の大学機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項については、改善のための取組は必ずしも十分な改善の成果を得てはいない事項も残っている。

これらのことから、認証評価結果に基づく改善の取組は十分とはいえないものの、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

通則、大学院通則、学術憲章、中期目標・中期計画、大学の運営方針（「濱口プラン」）及び各学部・研究科の目的は、ウェブサイトに掲載し、公表するとともに、全教職員及び学生への周知に努めている。

教職員へは「名古屋大学プロフィール」や「新任教員ハンドブック」の配布、新規採用教職員や非常勤職員向けの研修時における解説において、学生には学生便覧の配布や総長による講義、入学式及び新入生ガイダンスにおける説明において周知を図っている。また、中期目標・中期計画を記載したクリアファイルを作成し、全教職員に配布している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学の入学者受入方針は、学士課程及び大学院課程についてウェブサイト及び学生募集要項によって公表されている。また、大学案内を含む多様な媒体を通じ、教職員、高等学校、受験希望者等に対して周知が図られている。

ウェブサイトの「教育の基本方針」と題されるページには、学位授与方針が学部・研究科ごとの教育目標として、大学の教育課程の編成・実施方針とともに掲載されている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、大学ウェブサイトに教育研究活動について掲載している。

学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規定される財務諸表等の情報を、大学ウェブサイトに掲載している。

ウェブサイトのスマートフォンへの対応、学外のソーシャル・ネットワーキング・サイトの活用、標準化された方式による公開講座の動画配信等によって、多様なメディアが活用され、情報発信が行われている。

また、外国人が必要な情報にアクセスしやすいように英語版ウェブサイトを作成している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ウェブサイトのスマートフォンへの対応、学外のソーシャル・ネットワーキング・サイトの活用、標準化された方式による公開講座の動画配信等によって、多様なメディアが活用され、情報発信が行われている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 名古屋大学

(2) 所在地 愛知県名古屋市

(3) 学部等の構成

学部：文学部、教育学部、法学部、経済学部、情報文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部

研究科：文学研究科、教育発達科学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科、情報科学研究科、創薬科学研究科

附置研究所：環境医学研究所、太陽地球環境研究所、エコトピア科学研究所

関連施設：教養教育院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附属図書館、医学部附属病院、教育学部附属中学校、教育学部附属高等学校、アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設、物質科学国際研究センター、高等教育研究センター、農学国際教育協力研究センター、年代測定総合研究センター、博物館、発達心理精神科学教育研究センター、法政国際教育協力研究センター、生物機能開発利用研究センター、シンクロトロン光研究センター、基礎理論研究センター、現象解析研究センター、グリーンモビリティ連携研究センター、減災連携研究センター、細胞生理学研究センター、脳とこころの研究センター、ナショナルコンポジットセンター、学生相談総合センター、地球水循環研究センター、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構、素粒子宇宙起源研究機構

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部9,926人、大学院6,046人

専任教員数：1,694人

助手数：7人

2 特徴

本学は明治4年、日本最初の理学博士である名古屋藩の本草学者、伊藤圭介博士らの「洋医学校」設立建議書

による学校と病院の開設を「創基」としている。幾つかの学制改革を経た後、昭和14年に国内7番目の帝国大学として設立され、昭和24年に文学部、教育学部、法経学部、医学部、理学部、工学部の6学部から成る新制大学として発足した。昭和26年までには、法経学部を法学部および経済学部に分離、また農学部を新設し、総合大学としての原型が形作られた。発足にあたって包括された第八高等学校及び岡崎高等師範学校の各分校が教養教育を担当し、昭和38年には教養部を設置した。教養部は一般教養教育を主に担当し、重要な役割を果たした。平成5年に教養部を廃止し、全学の教員の参加によって教養教育を行う四年一貫教育体制を構築した。その運営組織は、平成13年設置の教養教育院に受け継がれている。教養部の廃止を契機として、平成5年に情報文化学部を設置した。

近年では、大学院重点化の方針を定めた中で、基盤の領域学問分野である学部の教育研究体制の主軸を大学院に移行させた。併せて、新たな課題分野の教育研究を実現するため、伝統的学問分野を担う組織の再編・統合により、独立研究科として国際開発研究科(平成3年)、人間情報学研究科(平成4年～平成15年)、多元数理科学研究科(平成7年)、国際言語文化研究科(平成10年)、環境学研究科(平成13年)、情報科学研究科(平成15年)、創薬科学研究科(平成24年度)を順次設置してきた。また、教養教育院に教養教育推進室(平成22年度)も設置し、大学院共通科目の整備を進めてきた。このような施策により、基幹的综合大学としての特色を活かした先見性ある研究の推進と、その過程を通じて論理的思考力と想像力に富んだ「勇気ある知識人」を育成することで、我が国の社会経済・文化の発展に貢献している。

本学では、建学以来培われてきた「自由闊達」な学風と伝統的に「ものづくり」の精神に富む風土の中で、数々の教育研究成果を挙げてきたが、その基本理念と学風は、平成12年に設定した「名古屋大学学術憲章」に集約されている。憲章では研究と教育の基本目標として「研究と教育の創造的な活動を通じて、世界屈指の知的成果の創成と勇気ある知識人を育成する」ことを謳い、平成22年にはその下に第2期中期目標・中期計画を定めた。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的発展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標及び基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的综合大学としての責務を持続的に果たす。

本学は、論理的思考力と想像力に富んだ「勇気ある知識人」として、社会の要請に応える人材の育成を目指すことを教育の基本目標としている。すなわち、1) 将来の社会を支える知的人材の育成、2) 各々の学問領域のもつ広さと深さを専門性に基づいて教えると同時に、自然科学、人文・社会科学（芸術を含む。）を広く履修させるために、知的刺激に満ちあふれた大学教育を教授すること、3) 各々の学問の知恵を継承し、発展させるために、既存の学問領域に強くとらわれることなく、常に発展、変化していく学問に対応し、かつ新しい学問領域を創出できる人材の養成を目指すことにある。また、本学は、世界最高水準の学術研究を推進し、その成果を社会に還元するとともに、国際的研究拠点としての役割を果たすことを研究の基本目標としている。教育・研究・その他の具体的な中・長期目標は以下のものである。

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

M1 長期的視点に立って、質の高い教養・学部専門・大学院教育を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

M2 教育の実施体制・方法を継続的に自己点検し、教育の質を高める。

(3) 学生への支援に関する目標

M3 自律的な学習と生活を支援する環境を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準、成果及び実施体制等に関する目標

M4 本学の「研究推進計画」に基づき、国際水準の研究を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

M5 社会・産業界・行政・他大学等との連携を通じて、社会に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

M6 研究・教育・業務運営における国際化を進める。

(3) 学術の基盤に関する目標

M7 知の連携・継承・創造の礎となる学術基盤を充実させる。

(4) 附属病院に関する目標

M8 良質で安全な医療を提供する。M9 臨床研究を通して社会に貢献する。

(5) 附属学校に関する目標

M10 附属学校の教育実践の質を高め、中高大連携を進める。

学部、研究科等ごとの目的は、別添資料A及びBのとおりである。

<別添資料>

別添資料A：学部ごとの目的、学士課程の教育目標一覧

別添資料B：研究科ごとの目的、大学院課程の教育目標一覧

